（Ver.01 2026-1015）

暫定版



長野県肥料価格高騰緊急支援補助金

のごあんない



国際情勢等による肥料価格高騰の影響を軽減するため
肥料費の一部を助成します！

交付対象者

農産物販売を主たる収入としている※1みどり認定者等※2

※1 直近決算書の**農業収入が総収入の過半**を占めていること
※2 申請時点において①～⑤の**いずれかに該当**していること
①みどり認定者
②信州の環境にやさしい農産物認証取得者
③有機JAS認証取得者
④環境保全型農業直接支払交付金における有機農業実践者
⑤エコファーマー認定取得者

①~⑤のいずれにも該当しない方は、
申請時までにみどり認定※3を取得すれば申請可能です！

※3　土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少での計画認定

助成内容

直近決算書「肥料費」の
1割
（上限150万円）
1,000円未満切り捨て

（予算額：約４億２千万円）

各種要件

以下の要件を全て満たす必要があります

・長野県内に住所（法人は主たる事業所）がある方
・直近決算書の**「肥料費」が25万円（認定新規就農者は15万円）以上**であること
・長野県内で営農しており、今後も継続する意思のある方
・長野県税に滞納がない方　／　反社会勢力等ではない方

申請について

【申請期間】**令和８年12月上旬～令和９年１月中旬を予定**
【申請方法】オンライン申請　または　郵送申請
【その他 】　**詳細に関しては10月下旬に開設する長野県ホームページにてご確認ください。**

また、申請には以下の書類の添付が必要になります。

①個人：直近（令和７年）の確定申告書（第一表）及び青色申告決算書（白色申告収支内訳書）の写し
　法人：直近の決算報告書　等
②有機JAS認証、エコファーマー認定、就農１年目の認定新規就農者は、各認定を証明できる書類
③申請者名義の振込先口座情報

みどり認定

＜土づくり・化学肥料化学農薬低減等に取り組む農業者の計画を認定する制度です＞

【取得のメリット】
①設備投資時の税制優遇
②国庫補助金の優先採択
③低利・無利子融資
　等支援措置あり

【申請様式・記載例】
長野県ホームページから取得・確認
（「長野県　みどり認定」検索、または、右QRコード読込）
【申請先及びお問い合わせ】
最寄りの地域振興局内にある農業農村支援センター
【その他】土壌診断の実施が必要になります！

※本チラシの内容は今後変更となる可能性があります

長野県農政部農業技術課　肥料担当
電話：026-235-7220　メール：nouyaku@pref.nagano.lg.jp

しあわせ信州
自然を守り共に生きる